

2021年度 北海道 KGK 加入申し込みについて

主の御名を賛美します。北海道地区 KGK(キリスト者学生会)では「北海道地区キリスト者学生会規約第16条」に基づいて、新規会員加入の受付をしております。KGKの会員になるには、まずKGKの「信仰基準」(北海道キリスト者学生会規約第4章第4条)についての十分な理解と同意をしていただき、加入の際には所属教会の責任者(牧師、または牧師に準ずる立場の人)の了承を得たうえ、右の用紙に必要事項を記入し、年会費4000円を添えて、実行委員か主事、各聖研グループリーダーまで提出してください。なお、申し込み用紙に記入するのは、新規加入の1年目のみです。記入事項に変更点がある場合は、その都度申し出てください。

KGKは教会から遣わされた学生の集まりですから、諸教会の理解・協力・支援の下にあります。また、KGKの三本柱の一つである「学生主体」のスピリットから生まれる、私たち学生自身による主体的な応答としての活動です。

>>会費と会員制について

学生にとって4000円という金額は、決して軽い負担ではないでしょう。会員制の目的は、北海道地区の活動の必要を満たすという意味がありますが、それだけではありません。会員になることは、自分はKGKの働きに、神さまの働きに参加する意思表示をするという意味を持ちます。ただ何となくKGK活動に参加する、楽しいから関わるという姿勢に留まることなく、学生一人ひとりが主体的に神さまのこともっと知り、派遣されている学内で神さまに応答するということを意識することです。会費を一度に払えないという方、分割納入などの相談にのります！不明な点は、下記の2021年度北海道地区KGK実行委員までお気軽にお尋ねください

2021年度北海道地区 KGK 実行委員

委員長 岡田 穂 080-5919-0260 keiokada23@eis.hokudai.ac.jp

副委員長 芳賀 悠矢 070-2012-0612 yuyahaga0612@gmail.com

書記 橋本 奏旅 080-4503-5057 h.kana89@yahoo.ne.jp

会計 高橋 あきら 090-8898-6711 eucharis_09ta@docomo.ne.jp

主事 杉本 潤 090-3779-7516 jun-sugimoto@kgkjapan.net

GA 佐々木 実穂 080-9385-5559 miho.psalms23@gmail.com

○北海道 KGK 会員申し込み用紙○

氏名: _____ 性別: _____

学校名: _____ 学年: _____

所属教会: _____ 教団 _____ 教会 _____

母教会: _____ 教団 _____ 教会 _____

現住所: _____

電話番号: _____

メールアドレス: _____

Line ID: _____

生年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

受洗日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

所属教会の責任者の承認(署名):

※集められた個人情報は、厳重に保管され、基本的に申し込み時のみ使用され、以降は他の連絡方法が取れない場合に使われることがあります。

●北海道地区キリスト者学生会規約

第1章 名称

第1条 本会は、北海道地区 KGK と称する。

第2章 性格

1. 本会は、各大学内の学生 1 人 1 人の主体的な活動により、超教派的な聖書の福音主義学生運動を行う。
2. 本会の活動は、教会から遊離した形ではなく、教会側の十分な理解と協力のもとに行われるべきである。
3. 本会は、第 4 条に掲げる信仰基準を受け入れ、第 3 条に掲げる目的に賛同する道内の学生により構成される機関である。
4. 本会は、全国各地のキリスト者学生会及びキリスト者学生会卒業生会との緊密な連繋を保つものとする。
5. 本会は、北海道地区 KGK を代表するものである。

第3章 目的

第3条 1. イエス・キリストの福音を宣べ伝え、キリストを自分の神、救い主として信じる信仰に学友を導く。
2. 神の言葉への従順と主への献身の生活の徹底。
3. キリスト者学生間の交わりを深め、証しをより効果あるものとする為、各大学の聖書の福音主義グループの相互協力を図る。
4. 世界的視野における伝道の促進を図る。

第4章 信仰基準

第4条 本会は、初代教会の公同信条と、宗教改革運動により誕生した福音主義諸教会の信条と信仰告白とにおいて表明された歴史的キリスト教信仰をその立場とし、次の信仰基準を設ける。

1. 旧新約聖書 66 巻は、神の選ばれた聖書記者たちによって、神の靈感のもとにするされた神のことばであって、原典において誤謬を含まず、信仰と生活の唯一の模範である。
2. 唯一まことの神は、父、子、聖霊の三位にして一体であり、全能の主権者、創造主である。
3. 私たちの主イエス・キリストは、まことの神であり、まことの人である。主イエス・キリストは処女より生まれ、罪人の身代わりとして贖罪の死をとり、肉体をもって死より復活し、父なる神の右に座し、再び栄光のうちに来臨し、すべての人を裁き、神の国を完成する。
4. 人間は、墮落以来、みな罪のなかにおり、私たちの主イエス・キリストの贖罪のみわざによってのみ罪から救われる。
5. 救いは信仰のみによって受ける神の恵みである。罪人は聖霊によって新生させられ、きよくされ、その救いは完成される。
6. すべて救われた者は、キリストの体である教会に属し、一体である。

第5章 組織

第5条 本会に次の機関をおく。

1. 総会
2. 実行委員会

第6条 1. 総会は、本会の最高議決機関であり、次の事務を扱う。
その運営はこれを実行委員会に委託する。

- イ. 実行委員長及び実行委員の選出及び罷免
 - ロ. 年間計画及び予算の審議、決定
 - ハ. 年間計画の承認
 - ニ. 決算報告の承認
 - ホ. 実行委員から選出される議案の審議ならびに決定
 - ヘ. 構成員の除名の決定
- ト. キリスト者学生会全国協議委員会の北海道地区代表を選出し、その報告を受ける。
- チ. 外部諸団体との協力関係等に関する議決
2. 総会は、議長を選出する。任期は 1 年とする。
- イ. 議長は、副議長 1 名のみ、書記 2 名もしくは 1 名を選出する。任期を 1 年とする。
 - ロ. 議長は、第 7 条の規定に従って総会を招集し、議事を運営する。
 - ハ. 副議長は、議長を補佐し、必要な場合は、議長を代行する。
 - ニ. 書記は、総会の記録をとり、これを保存する。

第7条 総会は、全会員の 2 分の 1 をもって成立し、出席会員の過半数をもって議決を行う。

第8条 総会は毎年 1 回定期的に開かれる。ただし、全会員の 5 分の 1 の要請がある場合、また実行委員が必要と認めた場合に於いては、議長は臨時の総会を召集しなければならない。

第9条 実行委員会は、総会において選出された実行委員長及びその他 3 名以上の実行委員による。ただし、実行委員の選出にあたっては、教会の了承を得るものとする。

第10条 実行委員会は、以下の職能をもつ。

1. 第 12 条の活動の遂行にあたる。
2. 本会の財政を司る。
3. 本会の目的遂行のために必要と認められた場合においては、種々小委員会を設置することができる。
4. 本会の諸議事の記録をとり、保管しなければならない。
5. 実行委員会、総会などの決定を各会員及び各教会に知らせる。

第11条 実行委員長及び実行委員の任期は 1 年とする。ただし、再任はこれを妨げないようにする。

第12条 本会は、第 3 条に掲げる目標達成のために次の活動を行う。

1. 年 2 回定期集会 (春期学校と夏期学校) を開催する。
2. 定例集会を原則として毎月開催し、祈り・交わり・学びの時とする。
3. 他地区 KGK との連絡を保つ。
4. 前記の活動以外に任意の活動を行う。

第13条 本会の運営にあたっては、主事の意見を尊重するものとする。

第6章 会計

第14条 本会の財政を処理する権限は、総会の議決に基づいて、実行委員会がこれを行使しなければならない。
第15条 本会の活動のための諸経費は、加入者から納付される自由献金でまかなわれるものとする。

第7章 加入・脱退・除名

第16条 1. 本会に加入を希望する学生は、原則として受け付け期間内に、本会所定の申し込み書に必要事項記入の上提出する。ただし、受付期間内とは実行委員会が定めた期間とする。
2. 実行委員会は、第 6 条による総会の委託を受けて申し込み書を受け付け、承認する。
3. 会員は、承認された日から卒業するまで、特別な事情のない限り会員としての責任を負う。承認後、申し出がなければ年度の節目には継続して会員の籍を残す。
4. 加入及び確認に際しては、各自が所属する教会の責任者の了承を得るものとする。
第17条 本会より脱退を希望する会員は、所定の手続きを経て、脱退することができる。
第18条 本会の信仰基準及び目的より著しく逸脱したと見なされる会員は、実行委員会のしかるべき慎重な審議を経て、総会の 3 分の 2 以上の賛同でこれを除名することができる。

第8章 規約改正

第19条 本規約は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛同を必要とする。

第9章 付則

第20条

1. 本会の年度は 4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。
2. 本規約は 1976 年 11 月 23 日より効力を発揮する。
3. 本改正規約は 2000 年 3 月 18 日より効力を発揮する。
4. 本改正規約は 2013 年 3 月 13 日より効力を発揮する。
5. 本改正規約は 2016 年 3 月 8 日より効力を発揮する。